

背景・概要

～令和8年度から逡減措置の廃止及び人件費支援等が手厚くなりました～

介護者なき後の生活の場としては、グループホーム等が考えられるところ、重度後遺障害者を受け入れられる場の絶対数が少なく、さらに介護職員は人手不足が深刻な状況。

このため、国土交通省において、平成30年度(令和4年度に見直し)より自動車事故被害者の介護者なき後の受け皿を整備するため、グループホーム等の新設を支援するとともに、介護職員の厳しい人手不足の状況を踏まえ、介護人材確保や介護器具導入に係る経費を支援。

新設・増設年度

開設準備段階や開設後における人材雇用、介護器具の導入、求人広告、研修等の経費を支援

補助対象事業者

- ・ 障害者支援施設
- ・ グループホーム
- ※ 新設・増設初年度に限る
- ※ 自動車事故による重度後遺障害を補助対象年度中に受け入れていること 等

補助率

1/2(入居者のうち自動車事故被害者の割合が8%以上の場合)は定額

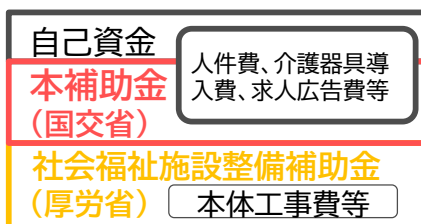
補助内容

新設・増設の際に必要な初年度経費の一部

- ① 介護職員の人材雇用に係る経費
 - ※ 事業者が負担する法定福利費を含む
- ② 介護器具等の導入に係る経費
- ③ 求人情報の発信に係る経費
- ④ 研修等経費

上限額

1,500万円



開設次年度以降

人材継続雇用、介護器具等の導入、求人広告、研修等の経費を支援

補助対象事業者

- ・ 障害者支援施設
- ・ グループホーム
- ※ 自動車事故による重度後遺障害を補助対象年度中に受け入れていること 等

補助率

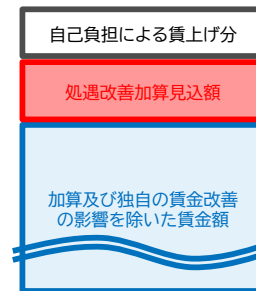
1/2(入居者のうち自動車事故被害者の割合が8%以上の場合)は定額

補助内容

自動車事故被害者の受入に必要な経費の一部

- ① 介護職員の人材継続雇用に係る経費
 - ※ 処遇改善加算を行った場合に、事故被害者の受け入れ人数に応じて人件費を支援
 - ※ 事業者が負担する法定福利費を含む
- ② 介護器具等の導入に係る経費
- ③ 求人情報の発信に係る経費
- ④ 研修等経費

- 自己負担(事業所)
- 福祉・介護職員 処遇改善加算 (厚生労働省)
- 本補助(国土交通省) ※定額補助の場合



※処遇改善加算を行った場合に、事故被害者の利用人数に応じて人件費を支援